

丹波市水道事業等包括委託業務 プロポーザル様式一覧

提出	様式番号	様式名称	提出時期
該当する場合 要	第1号様式	資料閲覧申込書	4月11日まで
要	第2号様式	参加意向申出書	参加申出時
要	第3号様式	委託業務共同企業体協定書	参加申出時
※	第4号様式	参加資格確認結果通知書	
※	第5号様式	プロポーザル関係書類提出要請書	
該当する場合 要	第6号様式	プロポーザル参加辞退届	7月10日まで
該当する場合 要	第7号様式	質問書	5月29日まで
要	第8号様式	提案書（正本及び副本表紙）	提案書提出時
要	第9号様式	会社の概要、財務状況及び実績	提案書提出時
要	第10号様式	業務体制	提案書提出時
要	第11号様式	統括マネジメント業務に関する企画及び技術提案	提案書提出時
要	第12号様式	水道施設運転管理業務に関する企画及び技術提案	提案書提出時
要	第13号様式	水道施設保全管理業務に関する企画及び技術提案	提案書提出時
要	第14号様式	水道管路維持管理業務に関する企画及び技術提案	提案書提出時
要	第15号様式	料金等窓口業務に関する企画及び技術提案	提案書提出時
要	第16号様式	その他独自の提案	提案書提出時
要	第17号様式	苦情対応等困難事例に関する企画及び技術提案	提案書提出時
要	第18号様式	プロポーザル審査会出席者報告書	提案書提出時
※	第19号様式	結果通知書	
要	見積様式第1号	業務委託見積書	提案書提出時
要	見積様式第2号	見積内訳書	提案書提出時

第1号様式

令和 年 月 日

丹波市長 林 時彦 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

資料閲覧申込書

次の件について、資料の閲覧を申し込みます。

なお、資料の閲覧で入手した資料（データ）は、本業務に関する検討にのみ使用し、貴市の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、または内容を提示しないことを誓約します。

（件 名） 丹波市水道事業等包括委託業務

（閲覧を希望する書類）

（閲覧希望日） 令和6年 月 日（ 曜日）

（連絡先等）

- 1 住所又は所在地 〒
- 2 担当者所属等
- 3 担当者職・氏名
- 4 電話番号
- 5 F A X 番号
- 6 電子メール

第2号様式

令和 年 月 日

丹波市長 林 時彦 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

なお、参加者の条件をすべて満たすとともに、本申出書及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

(件 名) 丹波市水道事業等包括委託業務

(添付書類)

- 1 事業者概要 (任意様式)
- 2 業務受託実績表 (任意様式)
- 3 業務受託実績を証する契約書の写し(任意の一契約)又は実績を証明する書類の写し
- 4 国税及び地方税に滞納がないことの証明書または納税証明書 (3ヶ月以内発行)
- 5 委託業務共同企業体協定書 (共同企業体で参加の場合のみ・第2号様式)

※共同企業体での参加以外で、丹波市入札参加の資格がない者は、丹波市入札参加資格審査書類一式の提出必要有 (丹波市ホームページからダウンロードできます)

(連絡先等)

- 1 住所又は所在地 〒
- 2 担当者所属等
- 3 担当者職・氏名
- 4 電話番号
- 5 F A X 番号
- 6 電子メール

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して受託することを目的とする。

- (1) 丹波市水道事業等包括委託業務（以下「業務」という。）
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和__年__月__日に成立し、当企業体に係る業務の履行完了後3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。
2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在及び商号)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員	所	在
	商号（名称）	_____
構成員	所	在
	商号（名称）	_____
構成員	所	在
	商号（名称）	_____
構成員	所	在
	商号（名称）	_____
構成員	所	在
	商号（名称）	_____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務代金（部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

構成員	_____	_____%
構成員	_____	_____%
構成員	_____	_____%
構成員	_____	_____%
構成員	_____	_____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の履行及びその他の業務の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務について運営委員会で定める期間ごとに決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第 13 条 決算の結果、利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 当企業体は、前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが、業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場

合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか _____者は、上記のとおり _____業務共同企業体協定を締結したので、その証として本書を作成し、各構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 ____年 ____月 ____日

構成員 所 在
商号 (名称)
代表者氏名 _____ 印

構成員 所 在
商号 (名称)
代表者氏名 _____ 印

構成員 所 在
商号 (名称)
代表者氏名 _____ 印

構成員 所 在
商号 (名称)
代表者氏名 _____ 印

構成員 所 在
商号 (名称)
代表者氏名 _____ 印

委任状及び使用印鑑届

令和 年 月 日

丹波市長 林 時彦 様

共同企業体の名称

共同企業体

構成員 所 在
(代表者) 商号 (名称)
代表者氏名 印

構成員 所 在
(代表者) 商号 (名称)
代表者氏名 印

構成員 所 在
(代表者) 商号 (名称)
代表者氏名 印

構成員 所 在
(代表者) 商号 (名称)
代表者氏名 印

構成員 所 在
(代表者) 商号 (名称)
代表者氏名 印

私は、上記の共同企業体の代表者を代理人と定め、当共同企業体が在続する間、丹波市水道事業等包括委託業務に係る入札及び見積もり合わせ、契約の締結及び履行並びに代金（前払金、部分払金及び保証金を含む。）の納付、請求及び受領に係る一切の権限を委託するとともに、上記の共同企業体の印鑑として下記の印鑑を使用したく、届け出をします。

使用印



第4号様式

丹 水 道 第 号
令和 年 月 日

(名称)
(代表者職氏名) 様

丹波市長 林 時彦 印

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

(件 名) 丹波市水道事業等包括委託業務

(結 果) ①資格を有することを認めます。
②次の理由により、資格を有することを認められません。
理由：××のため

※上記理由について、説明を希望される場合は、通知書が届いた日の翌日から5日（休日を除く。）以内に書面により、その理由についての説明を求めることができます。

(問合せ先)

住所 〒669-4192
兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
名称 丹波市上下水道部水道課
電話 0795-88-5104
F A X 0795-74-3866
電子メール suidou@city.tamba.lg.jp

第5号様式

丹 水 道 第 号
令 和 年 月 日

(名称)
(代表者職氏名) 様

丹波市長 林 時彦 ㊟

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出いただきたく通知します。

(件 名) 丹波市水道事業等包括委託業務

(提出書類)

- 1 提案書 (第8号様式)
- 2 その他関係書類 (第9号～18号様式)
- 3 見積書 (見積様式第1号、第2号)

(提出期限) 令和6年 月 日 (曜日) 午後5時まで

(質問期間) 令和6年 月 日 (曜日) 午後5時まで

(問合せ先)

住所 〒669-4192
兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
名称 丹波市上下水道部水道課
電話 0795-88-5104
F A X 0795-74-3866
電子メール suidou@city.tamba.lg.jp

第6号様式

令和 年 月 日

丹波市長 林 時彦 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日付けで申し込みました丹波市水道事業等包括委託業務に係るプロポーザルへの参加を辞退いたします。

(参加を辞退する理由)

(連絡先等)

- 1 住所又は所在地 〒
- 2 担当者所属等
- 3 担当者職・氏名
- 4 電話番号
- 5 FAX番号
- 6 電子メール

第7号様式

令和 年 月 日

丹波市長 林 時彦 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者 氏名
電話番号
電子メール

質 問 書

次の項目について質問します。

(件 名) 丹波市水道事業等包括委託業務

No.	質問項目・ページ	質 問 内 容

提 案 書

（件 名） 丹波市水道事業等包括委託業務

事業者名

提出日 令和 年 月 日

正本（第1 / 1部）

提 案 書

（件 名） 丹波市水道事業等包括委託業務

提出日 令和 年 月 日

副本（通し番号 第 /16 部）

会社の概要、財務状況及び実績

事業者の概要、財務状況及び実績について5ページ以内で具体的かつ簡潔にまとめてください。(事業者名が判明する資料は、添付しないでください。)

(1) 事業者の概要及び財務状況

- ・ 設立年月日、資本金、事業内容、売上高、総従業員数、総事業所数、ISO9001 及び ISO/IEC27001 認証取得状況
- ・ 直近2年度分の貸借対照表及び損益計算書(連結子会社である場合は、持株会社のものも含むこと)
- ・ 支店・営業所等の所在地

(2) 受託実績

- ・ 直近2年の同種の業務を受託した実績(発注者名、給水人口、契約期間、業務内容等)

なお、無い場合は記入不要です。

※ 業務内容については、本プロポーザル実施要領の3 業務の内容に従って記入してください。

業務体制について 3 ページ以内で具体的かつ簡潔にまとめてください。

(1) 人員体制

- ・ 配置人員の能力、経験等
- ・ 欠員が生じた場合の体制
- ・ 責任者の適正配置
- ・ 組織体制と人員配置計画（平日、休日、夜間、緊急時）
- ・ 労働者の労働条件

(2) 管理体制

- ・ 指揮命令系統及び責任体制
- ・ 有資格者の配置計画

(3) 受託までの準備（習熟）期間及び期間満了時の引継

- ・ 準備（習熟）体制、引継体制、計画、方法等

(4) 人材育成

- ・ 異動等に伴う研修、教育体制

(5) お客様対応

- ・ 接遇方針

(6) 個人情報の保護

- ・ 個人情報保護関連の資格取得状況
- ・ 個人情報の管理体制
- ・ 個人情報流出などの緊急事態の対応

(7) 危機管理

- ・ 災害時等の応援体制
- ・ 業務中の事故、システム故障などに対する危機管理体制

統括マネジメント業務に関する企画及び技術提案

統括マネジメント業務に関する企画及び技術提案について 4 ページ以内で具体的かつ簡潔にまとめてください。

水道施設運転管理業務に関する企画及び技術提案

水道施設運転管理業務に関する企画及び技術提案について 10 ページ以内で具体的かつ簡潔にまとめてください。

水道施設保全管理業務に関する企画及び技術提案

水道施設保全管理業務に関する企画及び技術提案について 5 ページ以内で具体的かつ簡潔にまとめてください。

水道管路維持管理業務に関する企画及び技術提案

水道管路維持管理業務に関する企画及び技術提案について 15 ページ以内で具体的かつ簡潔にまとめてください。

料金等窓口業務に関する企画及び技術提案

料金等窓口業務に関する企画及び技術提案について 20 ページ以内で具体的かつ簡潔にまとめてください。

その他独自の提案

その他独自の提案について 2 ページ以内で具体的かつ簡潔にまとめてください。

- (1) 業務要求水準書に記載されていない業務での提案
- (2) 事務の効率化、利用者サービスの向上等の実現に直結する実現可能で具体的な企画・提案

苦情対応等困難事例に関する企画及び技術提案

苦情対応等困難事例に関する企画及び技術提案について 1 ページ以内で具体的かつ簡潔にまとめてください。

(1) 業務全般における苦情及び不当要求等への対応

丹波市長 林 時彦 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

プロポーザル審査会出席者報告書

丹波市水道事業等包括委託業務に係るプロポーザル審査会への出席予定者を次のとおり報告いたします。

1. 出席予定者

所属及び役職	氏 名	備 考

※出席者は 12 人以内とする。

(名称)
(代表者職氏名) 様

丹波市長 林 時彦 印

結果通知書

貴社から提出のあった次の件の提案書等について、審査結果を通知します。

(件 名) 丹波市水道事業等包括委託業務

(結 果) ①上記業務の受託候補者として最適であると特定しました。
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

②上記業務の受託候補者として特定しませんでした。

※上記理由について、説明を希望される場合は、通知書が届いた日の翌日から5日（休日を除く。）以内に書面により、その理由についての説明を求めることができます。

【問合せ及び請求先】

住所 〒669-4192
兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
名称 丹波市上下水道部水道課
電話 0795-88-5104
F A X 0795-74-3866
電子メール suidou@city.tamba.lg.jp

丹波市長 林 時彦 様

業務見積書

丹波市財務規則、丹波市水道事業等包括委託業務プロポーザル実施要領、同要求水準書等により上記金額をもって見積します。

記

1 業務名 丹波市水道事業等包括委託業務

2 見積金額（消費税額及び地方消費税額別の金額）

¥

※見積金額欄は、アラビア数字で記入すること。

見積内訳書

5年間合計額（税抜き）

項目	単位	数量	金額（円）	摘要
統括マネジメント業務	式	1		
水道施設運転管理業務	式	1		
水道施設保全管理業務	式	1		
水道管路維持管理業務	式	1		
料金等窓口業務	式	1		
諸経費	式	1		
合計				